

厚 科 審 第 3 9 号

令 和 4 年 8 月 1 6 日

予防接種・ワクチン分科会長

脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会会長

福 井 次 矢



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」について(付議)

標記について、令和4年8月16日付け厚生労働省発健0816第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。



厚生労働省発健0816第1号  
令和4年8月16日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第5項の規定に基づき、別紙「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 予防接種法施行令の一部改正

十二歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とするものとする。 (附則第七項関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)